

被災者各位

八戸市長 熊谷 雄一
(公印省略)

令和8年6月25日の岩手県沖地震による
被災者に対する市税の減免措置について（お知らせ）

この度の災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
さて、八戸市では今回の災害による被災者に対して、市税の減免措置を講じております。
つきましては、次の要件に該当する方は、必要書類を準備いただき、減免申請の手続きを
されますよう、お願いします。

1. 対象となる税目および期別（令和8年度課税分）

	普通徴収	年金特別徴収	給与特別徴収
固定資産税	第2期～第4期		
市県民税	第1期～第4期	8月期～2月期	6月期～5月期
国民健康保険税	第1期～第8期	8月期～2月期	

※災害発生日以後の納期分が減免対象となります。

2. 対象要件

固定資産税 … 所有されている土地・家屋のうち、課税されている物件が被害を受けた次のいずれかに該当される方

*土地：土地の崩壊等による被害面積が20%以上であるとき。

*家屋：地震による損害額が20%以上であるとき。

市県民税 … 令和8年6月25日の地震による被災者で次の二つの条件を満たす方
及び

国民健康保険税 ①令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下（個人に限る。）
②住宅または家財について生じた損害金額が、その住宅または家財の
価値の30%以上であるとき（ただし、保険金等により補てんされた
金額は除く）。

3. 減免割合

損害の程度や合計所得金額等の階層に応じて減免の割合が決まります。

※ 減免申請の手続きをされても、損害の程度によっては減免にならない場合がありますので、
ご了承ください。

4. 減免申請の受付等

＜申請場所＞ 八戸市 収納課窓口（八戸市庁舎 別館3階）

＜提出書類＞ 裏面をご覧ください。

申請に必要な書類 ＜提出書類は、申請する税目によって異なります＞

減免申請種別 必要書類	・ 固定資産税		・ 市県民税 ・ 国民健康保険税		
	家屋	土地	住宅	家財	住宅・家財 の両方
減免申請書（税目毎）	○	○	○	○	○
減免申請にかかる申立書	△	△			
前年の合計所得金額がわかる書類			○		○
罹災証明書	○		○		○
住宅（家屋）の修繕費用の見積	○		○		○
土地の被害面積がわかる書類		○			
被害届出証明書		○		○	○
被害明細書				○	○
申請する物件の被害状況がわかる写真等	○	○	○	○	○
保険金等により補てんされた額のわかる書類			○	○	○

※ ○：必須、△：固定資産税の対象物件が共有財産の場合必要

〔注意〕

- ・ 減免申請書は、八戸市収納課窓口準備しており、申請書類提出の際に記載いただきます。
- ・ 提出書類の返却はいたしません。提出書類は、複製（コピー）されたもので結構ですので、準備のうえ、お越しく下さい。
- ・ 申請書類に押印は不要です。また書類が整っていれば、ご家族等代理の方の申請も可能です。
- ・ 「減免申請にかかる申立書」は、減免申請する固定資産税の対象が連帯納税義務のある共有財産である場合に提出が必要です。なお、他の連帯納税義務者から申立書の提出がない場合は、減免は適用されず、税額は減額されません。
- ・ 前年の合計所得金額がわかる書類については、八戸市で個人住民税の課税がある場合には省略することができます。
- ・ 被害届出証明書は、八戸市住民税課で申請により取得できます。
- ・ 「申請する物件の被害状況がわかる写真等」は、罹災証明書等の申請の際に八戸市住民税課に提出していれば、添付を省略することができます。（再度、提出をお願いする場合があります。）
- ・ 地震保険等に参加され、保険金（お見舞金等含む）が交付される方は、保険会社等からの送付された交付額のわかるハガキ等の書類の写しを提出してください。
- ・ 固定資産税の減免対象は、被害のあった物件が対象となりますので、その他の課税物件は対象外となります。

減免申請されても、損害の程度によっては、一部税額が残る場合や減免にならない場合もあります。

※ 申請書類が準備でき次第、早めに減免申請の手続きをされますよう、お願いします。

【お問合せ先】

八戸市 収納課 減免担当
0178-43-9172
0178-43-2164